

瀬戸市建築計画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第10号

瀬戸市建築計画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

瀬戸市建築計画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び開発登録簿閲覧規則（平成3年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） <u>第11条の3</u> 第3項及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第2項の規定に基づき、建築計画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び開発登録簿（以下「計画書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。 。	(趣旨) 第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） <u>第11条の4</u> 第3項及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第2項の規定に基づき、建築計画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び開発登録簿（以下「計画書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。 。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。